

「登録型本人通知制度」について

～住民票の写しや戸籍謄本等を第三者に交付した場合に、その旨を本人に通知します～

宇都宮市

1 登録型本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得を抑止するため、事前に登録をした人に係る対象証明書を第三者に交付した場合、その旨を登録者へ通知するものです。

2 登録対象者（次のいずれかに該当する人）

- ①本市の住民基本台帳に記録されている人（除かれた人を含む）
- ②本市の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）

第三者とは、自己の権利義務を履行するために正当な理由がある者（債権者等）や弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士などの特定事務受任者、さらには委任状を持参した代理人のことをいいます。

3 通知の対象となる証明書

住民票関連 (除票, 改製原を含む)	戸籍関連 (除籍, 改製原を含む)
住民票の写し	戸籍謄本または抄本
住民票記載事項証明書	戸籍の附票
	戸籍記載事項証明書

4 通知内容

- ①交付年月日
- ②証明書の種類および通数
- ③第三者の種別（本人等の代理人・それ以外の者）

5 登録期間

3年（期間満了の1か月前から更新申請ができます。）

6 通知の対象外

- 国または地方公共団体の機関からの請求
- 弁護士、司法書士等の特定事務受任者が行なう請求のうち、紛争処理等を目的とした請求

7 登録受付場所など

宇都宮市役所市民課、各地区市民センター、各出張所（各事務所は除く）

《本人確認》受付時にはご本人確認を行ないますので、運転免許証や保険証などの身分証明書をお持ち下さい。代理人の場合は、併せてその資格を確認できる書類（詳細はお問合せ下さい）

《郵送申請》郵送申請の場合は、本人確認書類のコピーを同封の上、登録申請書を送付下さい。

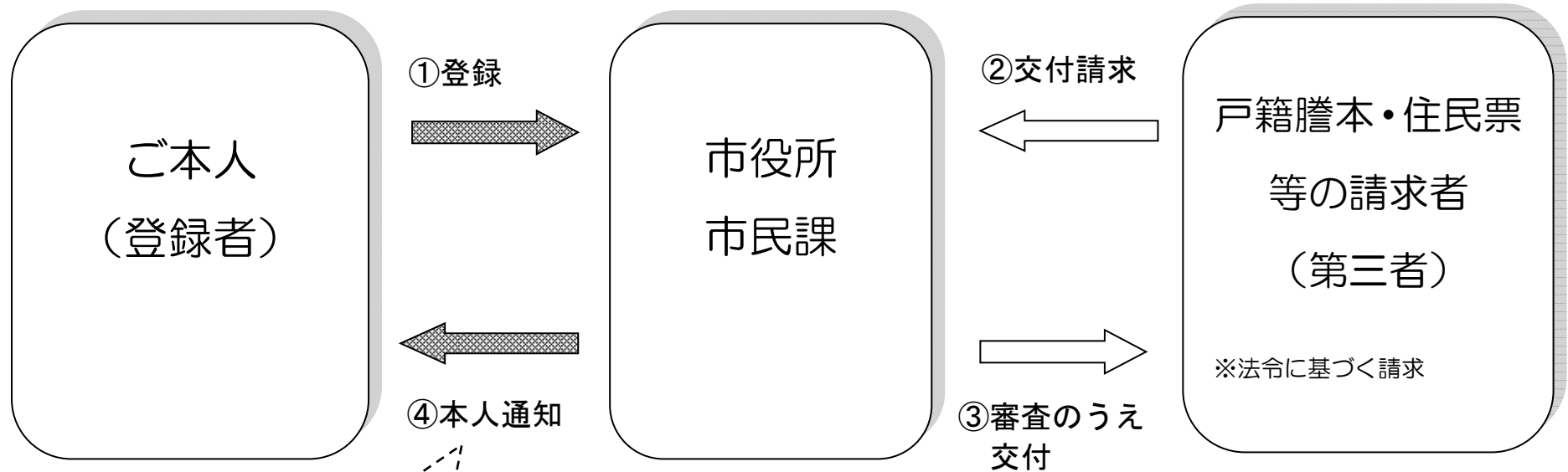
送付先：〒320-8540 宇都宮市役所 市民課 証明グループ 本人通知制度担当あて

8 その他

- ・戸籍が本市にある登録者本人または登録者と同一戸籍に属する人は、戸籍謄抄本（登録者が除籍された戸籍も含む）のコンビニ交付が利用できなくなります。あらかじめご了承ください。
- ・住所、氏名、本籍等が、登録内容と変更になった場合は、必ず、本制度に係る変更届を提出して下さい。変更届がない場合、通知が届かないことがあります。

宇都宮市 市民課
証明グループ
TEL.028-632-2265

「登録型本人通知制度」手続きの流れ



【通知内容】

- ア 交付年月日
- イ 証明書の種類と通数
- ウ 第三者の種別
(代理人・代理人以外)

※通知内容に記載された以外の事項について確認が必要な場合は、個人情報の保護に関する法律及び宇都宮市個人情報保護法施行条例に基づき、証明書の申請書について開示請求をすることができます。(証明書発行の各窓口で受付)